

特別支援教育総合推進事業「特別支援教育の体制整備の推進」巡回相談実施要領  
(令和5年(2023年)6月20日 北海道教育庁胆振教育局長決定)

1 巡回相談の実施

特別支援教育総合推進事業「特別支援教育の体制整備の推進」専門家チーム設置要項に基づき、胆振教育局に巡回相談員を置き、巡回相談員は、専門家チームと連携を図りながら市町教育委員会、学校及び保護者等へ、次のことについて指導・助言等を行う。ただし、知能発達検査等については、実施しない。

- (1) 発達上の困難な状況における望ましい教育的対応等に関すること
- (2) 学級経営及び教科指導等における適切な指導・支援に関すること
- (3) 乳幼児から就労に至る一貫した支援における関係機関との連携に関すること

2 期間

令和5年7月～令和6年2月

(受付期間 令和5年7月～令和6年1月)

3 巡回相談の実施要領

- (1) 各市町教育委員会は、所管する学校(園)の当該幼児児童生徒の状況について十分把握の上で、巡回相談員による支援を希望する場合は、当該学校と各市町教育委員会が、様式1「巡回相談依頼書」を作成するとともに、個別の指導計画及び個別の教育支援計画、記録等とあわせて、胆振教育局に提出し、巡回相談を申し出る。
- (2) 道立・私立高等学校、幼児教育施設は、様式1「巡回相談依頼書」を作成するとともに、個別の指導計画及び個別の教育支援計画、記録等とあわせて、胆振教育局に提出し、巡回相談を申し出る。
- (3) 巡回相談を申し出る場合は、保護者の了解を得るとともに、個別の指導計画、個別の教育支援計画、記録等の情報提供に関わる保護者の同意を確認する。
- (4) 申し出を基に、事務局(胆振教育局)が巡回相談の実施を検討し、本事業による支援が適当と認めた場合、巡回相談員の派遣期日及び派遣者を決定し、巡回相談を実施する。
- (5) 事務局(胆振教育局)は、様式2「巡回相談予定票」を専門家チームの巡回相談員及び当該教育委員会(当該道立学校等)に送付する。
- (6) 巡回相談に際し、派遣する巡回相談員は、事前に情報交流を行い、指導・助言の方向性を明確にする。
- (7) 各市町教育委員会から巡回相談の申し出があった場合は、当該市町教育委員会の担当者が、巡回相談に同席するものとする。
- (8) 巡回相談後は、担当巡回相談員が指導・助言を取りまとめ、様式3「巡回相談実施報告書」を作成し、専門家チーム会議に提出する。
- (9) 専門家チーム会議では、様式3「巡回相談実施報告書」を基に、当該幼児児童生徒についての発達障がいを含む障がいの状況や望ましい教育的対応等に関する指導・助言の方策等について検討するとともに、様式4「専門家チームによる指導・助言」を作成し、胆振教育局に提出する。
- (10) 胆振教育局は、専門家チームが作成した様式4「専門家チームによる指導・助言」を、申し出のあった当該市町教育委員会、当該道立・私立高等学校、幼児教育施設あてに送付する。

※ 巡回相談から専門家チーム会議まで期間が空く場合は、巡回相談員と胆振教育局で様式4「専門家チームによる指導・助言」を作成し、専門家チーム会議で報告する。